

かと申しますと、福生は五十一年度で一年間に四百五十万円の金額を得ているに對して、昭島では三百二十四万円と、人口も倍近くあるわけでござりますが、これを見ましても、福生市内の住民各位がいかにこの方法に熱心であるかということも伺えるかと思ひます。

又最近ゴミ減量あるいは資源の再利用という点で、非常に困った問題等もあるわけでござります。最近ごうんのように福生の中にも集合住宅等がかなりできておりますが、それらの協力がなかなか得られないというのが、福生ばかりではなく、各市の悩みのようでござります。われわれといたしましても、これらに對しまして先ほど市長が申し上げましたが、今度の補正予算でも計上させていただきまして、これをもとにいたしまして、強力的に進めていきたいと考えております。

それから不燃物の処理場の能力でござりますが、現在国の土地を借り上げてまして、通称「つぎ園」と称している所で不燃物を処理しているわけでござります。これの寿命と申しますのは約来年一ぱいくらいは使えるのではないかと考えております。当初は今年度で一ぱいになつてしまふのではないかと考えておつたわけでござりますが、昨年の十月からいわゆるポリをさうに分別収集をいたしまして、これの再利用を始め

ているという関係もありまして、ポリはつづいても体積が減らないという難点があるわけでございますが、それらを他の業者に引きとらせておりました関係上、そのおかげで穴の寿命が一年伸びたという考えをしているわけでござります。さらに市といたしまして、第一処分地といたしまして、約八千平方メートル余を買収してござります。すでにある程度の穴も掘つてあるわけでござりますが、それらにつきまして、その穴を使用すべく準備を進めておるわけでござります。これが三月十五日に清掃法の施行令が改正になりました、その施設に對しましても利用すべくわれわれも都と協議しているわけでござりますが、いま現在のようなままで捨ててはまかりなつんということも出されているわけでござります。その時点で福生の場合、それ以前に買収をし、準備を進めていたという関係で、都と折衝中でござりまして、つい先日にも都の清掃局の指導部、課長等もみえまして、いろいろ対策を講じておるわけでござりますが、それらの結論が出るのがちやうと先になるという関係で、どうしても本年度施行しなければならぬということになりますと、非常に多額の費用がかかるというふうなこともござります。いずれにおきまして、第二処分地を完全に使用すると、十三年くらいは福生においては不燃物につきましては処理が可能ではないかと考えう

れるわけでございます。

次に今後の対策ということでございますが、これらにつきまして、実際に住民に直接話を聞き、いろいろな対策を練っていただくためには、議会の議員さんがあるわけでございます。さらに地域の面につきましては町会長がいるわけでございますが、われわれとしましてはこの町会長さんをつルにお願いをいたしまして、ここ三回ばかりごみの関係につきましてお寄り願っていろいろお知恵拝借ということをやっておるわけでございます。まだ結論は出ておりませんが、結論が出次第、先ほど市長が申し上げましたが、一応ごみ減量対策委員会等をお願いいたしまして、討議をお願いしたいと考えているわけでございます。ただ中間的な意見といたしましては、町会長さんが、いわゆるこのごみ減量分別収集につきましては、市民のモラルが先決であるということが言われておるわけでございます。そういうような意見も大勢を占めているようでございますので、市としましてはこれを十分に尊重いたしまして、ごみ減量運動、今度予算等も若干計上させていただきまして、それで進めさせていただきたいと考えております。

○十八番(東田正治君)

健康管理課の設置の件につきましては、現状においては

市長さんと上野課長の説明で十分過ぎるほど納得できることだと思います。どうか今後ともこの点につきましては御努力をしていただきたい。市民の立場においてお願いを申し上げる次第でございます。

幼児の歯科診療につきまして、ぜひ医師会の先生等も大変御努力されている御様子を聞いております。理事者の方も大変だと思っておりますが、どうか子供の立場に立って、この夏休みにおいても子供は行ってもなかなか自分の順番が来ないと、それで歯で悩んでいる子供がたくさんいるわけです。どうかこの点においてもぜひお願いをしたいと思います。学校の保健室等ではやはり月曜日等が一番にぎわうというところで、子供の活動の量というのを考えるときに、やはりそれだけの新陳代謝があるわけですから、どうかこの歯科診療につきまして今後とも一層の御努力をお願いをいたしたいと思います。

ごみの件ですが、たとえば共同施設、共同の住宅等を建設する場合においてはその管理者にたとえば水道をつけるとか、あるいはごみの収集場所をきちんとやるのか、そういう設備をつくるような義務づけはされていないのかどうか、これをお尋ねいたします。もう一つは収集できないものがあると思っております。たとえばよく町を回って見る

とおわかりと思いますが、車の抜けからみたら、そういう骨ばりのものがあちこちにあり、あるいはタイヤがあちこちにあるところがあるわけです。草むらの中に置いてあるわけです。これら収集できないものについては、どういふふうなお考えを待っておられるのか、この二点についてお尋ねをいたします。

○環境保全課長（森田 猛君）

第一点の共同住宅の建設の際ということですが、現在市といたしましても、三階建て、高さ十メートル以上の建物につきましては、宅地の指導要綱がございまして、その審査の際に私の方から設置者に対して、ゴミの置き場をせび道路の近くにつくっていただきたいというようなことを申し上げておるわけでございます。それで清掃法によりまして、ゴミの収集されたもの、それから自治体の責任になるわけでございまして、厚生委員会でも私にも質問があったわけでございますけれども、簡易焼却機等もつけさせたいかどうかというお話もございましたが、これは管理人がおり、完全な焼却炉等で管理できればいいわけでございますが、煙の問題、残灰の問題、これについては余りわれわれといたしましても積極的に推進はできないと御答弁申し上げたわけでございます。それ以外の二種、集合住宅につきましては、どういふふうにするかということについては、私の方は事前に

ギャップでございまして、それらに対する指導というのは現在できておりませんが、ただゴミの収集になりますと、それらに一つ場所をつくっていただくというふうな場もございしますので、その際担当者がよく説明いたしまして、こういうふうにしていくわけでございます。それで第一点につきましては、われわれが建物の所有者に強く要請して、ゴミの捨て場に協力願いたいとお願いをしているわけでございます。

次に収集のできない古い車とか、タイヤ等はあるわけでございますが、これらにつきましては現在市といたしましては全然手が打てないわけでございます。ポンコツ車につきましても所有関係の問題がございまして、これは敬言察の方で一度遺失物にしたり、たとえば放置された自転車につきましても道路上ではいわゆる交通、あるいはそういうものについては防犯と分かれているようでございまして、又車の点につきましては、われわれといたしまして直接収集したとかありませんけれども、物の大きいというふうなことで、これにはまた手をつけておりません。それからなおタイヤ類につきましても、これは一度放置されてあるものにつきましては、やむを得ない場合は私の方で持つて行って、不燃物処理場に埋めるというような場合もございまして、それらのケースを見まして、できる物でない物あるわけでございますが、それらにつきましては現地等見まして処理してい

るが現状でございます。

○十八番(東田正治君) 共同住宅とか、そういうものを建設する場合に義務づけは強化できないものかとか、行政指導とか、そういう点でできないかもう一度お願いしたいと思ひます。それか、たとえば地域ごとに徹底されているところは、大変りばに徹底されているわけです。ところが、幾らお願いしてもなかなかできない。不燃物も可燃物もごちゃにしているというような地域もあると伺っております。私も二日間回ってみました。そういうところは、実際あるわけです。やはりモラルの問題もあるわけです。これを行政側において、そういう地域はわかっておられると思ひます。そういう点は指導をもっと強化していく方法はないものかとか。又、案としては協議会等が発足するや、聞いておりますが、公害とかごみに対するパトロール隊等をつくる考えはないか、その辺もう一度御答弁願ひたいと思ひます。

○環境保全課長(木村 猛君) 集合住宅の件は、強制的に義務づけるという事は不可能でございます。したがしまして、これらにつきまして、われわれ担当者が所有者に対して協力を呼びかけるという以外に手はないのではないかと考えております。なお集合住宅の場合は出入りが非常に敷しいということで、一つの難点

もあるわけでございます。

その辺も私の方としてはやっていきたいと考えております。

確かによくやってくれる町会、あるいは収集所もあるわけでございます。全く

手に負えないという場所も現実に出ているわけでございます。これら協力できないというところ、協力しないところ、これは特殊な地域でございまして、われわれといたしまして、そこには手をやいていくというのが現状でございます。一つの例とい

たしまして、ある地区ではグストボックスというのは非常に無責任な環境にあるというのがあるわけでございます。これらにつきましては、時間は長くかかっても、その撤去

ポリバケツ収集に協力を願っております。二月、三月かかっても、グストボックス収集をやめた後は、非常に今度はあとがきれいになったという面も何か所もございま

す。そういうふうな関係もございますので、それらにつきましてもわれわれも関心を持っています。と思っています。それから、町会長の会議の中でも、いわゆるモラルの問題が最終的には、多くの位置を占めていると思ひますが、町会長自身もいわゆる監視員制度、あるいはパトロールという話も出たわけでございます。ところがそれをやるに、ついても何らの法的のものがないというふうなことで、それから又、もしけんかになった場合に困るというような意見が多く出たわけでございます。そこでわれわれとい

たしましては、消極的ではございますけれども、車等で福生に来る者が非常に多いというようなこともありますので、できればすぐそのナンバーを市の方に通告してもらいたいということをお願いしております。それでお、現在何件か車のナンバー通告によりまして、捨てた者を呼び出しております。嚴重な注意等をしておりますが、なかなか監視員、パトロールというのはいわゆる身分上の問題であるいは又、けんかした場合のけが、事故等の問題も出てくるという関連もありますので、強いことは余り強いことは言ってもらわない方がいいのではないかと、私の方でも考えているわけでございます。なおそれは今後協議を重ねていくわけでございますけれども、いわゆるわれわれとしまして、市民に対しましてのPRと、特に不良市民につきましては、重点的にPRをして協力を願うということが、重要な方策だと思っております。

○十八番(東田正治君)

最後に御要望申し上げます。

福生はこの五年間をちなみに振り返って見るときに、大変な進展をしてあります。これは理事者の方より御努力が目に見えるようにはっきりと出ております。この点について本当に感謝をするわけでございます。

コミュニティ施設等が着々と理想像に向かって前進しているまようこのころを見ると、今後の福生市を思うとき、このごみ処理問題を真剣に考えたければならないと思えます。特に風の日など歩きますと、ポリバケツがごろごろ町の中をころがっている状況なんかは、これは本当に整備された市にあるべきことではないと、私としては感じるわけです。どうかやはり収集所は収集所らしく、そして又、市民が本当にこの地域はやっているなど、がんばっているなというものが感じられるような地域の啓発と言いますか、そういう地域ごとの努力というものを、どうか又、理事者側においても啓発をされていただきたいと思います。一年に一回くらいは市において美化運動を充実しているところは表彰するくらいの意気込みを持って、このごみ問題は取り組んでいただきたい。私たちも真剣にこれから又取り組んでいく考えでございます。どうかがんばっていただきたいと思います。

○議長(岩田 博君)

十一時十五分過ぎまで休憩いたします。

午前十一時三分

休憩

午前十一時十五分 開議

○議長(岩田 博君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

三番 原田生也君。

(三番 原田生也君 登壇)

○三番(原田生也君) 貴重な時間をいただき、通告とおり本定例会での一般質問をいたします。

質問の第一点は、中小企業振興資金の最近の貸し出し状況とその運用についてであります。

経済的不況が非常に長期にわたっており、いつこの不況から脱出できるか見通しつかない現状において、市内の商工業者、いわゆる中小企業者の方々は大変な苦勞と努力によって企業経営に当たっていることは言うまでもありません。そこで福生市中小企業振興資金融資条例に基づくところの中小企業業者に対し、この条例が現在どのように運用され、又貸し付けの現況はどのようになっているか、次の点についてお尋ねをいたします。

まず第一点には、金融機関別の預託金額、貸し付け額、貸し付け件数、

二点目といたしまして、不良債務が生じているか、生じているならばどのようなになっているか、この件数、金額等を最近の、できれば八月末の実績で答弁をしていただきたい。質問の第二点は、福生駅東口区画整理についてお尋ねをいたします。現在、福生駅東口の区画整理が順調に進んでいるように見受けられますが、当初の計画に対して、現在までの進捗状況と、今後の見通しについて、特に次の点についてお尋ねをいたします。

第一点として、当初計画をした昭和五十五年までに整理が完了するかどうか。第二点として、事業費限度額が五十二年当初予算が八億一千四百八十三万九千円となっているが、予算的に十分なのかどうか。第三点は特に駅前の商業地区が優先して整理されていると思うが、この現況はどの程度進んでいるか。以上の点について市長の明解なる答弁をお願いいたします。私の一般質問といたします。

(市長 石川常太郎君 登壇)

○市長(石川常太郎君) 御答弁を申し上げます。

中小企業の振興資金につきまして、第一点のお尋ねでございますが、内容につきましては担当課長からお答えを申し上げたいと思います。

ただ、御利用をなさる方々から見ますと、不満足な点も大変多くあると思います。しかしながら行政といたしますと、十分でないまでも、市としての条例の趣旨というものは生かされているのではないかと、うに考えているわけでございます。なかなか商店の経営も大変でございますので、本議会におきまして、一時補填の条例を上程させていただきまして、幾らか従来よりも有利になるように考えている次第でございますので、よろしく願いをし、又、今後とも御指導をお願いしたいと思っております。

東口の区画整理の問題でございますけれども、御指摘のように、又御心配されておりますように、少々おくれていると言わざるを得ないかと思ひます。五十五年度まででございますので、難問が解決いたしますれば、建設事業そのものは月日もそれほどかかりませんので、難問が片づけは一気かせいにまいりました。又、難問が片つかない場合には長引くということでございまして、大変お答えにくいわけでございます。私たちといたしますと、現在少々おくれているかと思ひますけれども、五十五年度を目途といたしまして、完成するように努力をいたさなければいけないというふうに強く自分自身を戒めているところでございます。又、現在の八億という

予算で足りるか足りないかという問題でございますけれども、現在はこれで完成するという現状でございますけれども、将来におきまして、物価の上昇とかいろいろ関係がございますけれども、あるいは増額をさせていただくようなこともなきにしもあらずということも考えているわけでございます。なお幾つかの問題もありまして、遂巡をしているわけでございますけれども、幸いにいたしました。審議会委員の中にお二人有かな市会議員の先生がお入りでございまして、もちろん懸命に御努力をいただいているわけでございますけれども、その他の先生方におかれまして、積極的に難問に取り組んでいただいております。私といたしましても、大変にありがたく存じているわけでございます。

私も実は当然、難問の解決に直接当たらなければならぬ立場ではございませうけれども、私といたしますと、両当事者に公平に入るといふことはなかなかむずかしいところがございます。どうしても第三者的な方にごあせんといただいた方が、公平にいくというところでございます。又、これは確かに当時者同士の話でございまして、行政としてそれにタッチすることはいかかと思ひ次第でございまして、皆様方にお願いをしてばかりいふわけでございまして、大変に申しわけなく思っているの

でございますが、いつも心では大変に感謝を申し上げておるわけでございます。

今後とも原田先生その他の先生にお願いを申し上げる次第でございます。

簡単明瞭にいつまでに必ずできるとか、あるいは予算がこれで足りるかということとは、きり申し上げられないことは、大変残念でございますけれども、私の立場といたしますと、最少の経費を費いまして、年度内に完成するように努力あるのみと考えている次第でございますので、よろしく御賢察をいただきますと思います。

細部につきましては、両担当課長から刻明に御説明を申し上げたいと思っております。

○経済課長(生子国利君) 原田議員さんの御質問の点について御説明申し上げます。

五十二年度の総体的な市の融資の現況を申し上げますと、融資の目標額を一億六千百万円とっております。預託金を二千三百百万円もって、その七倍を各金融機関で貸し付けるということになっておりますので、ことしの目標額が一億六千百万円です。現在、総体的に二十四十百万円の元金を各金融機

関に預託しております。

したがってその融資の額——金融機関の自己財をもって貸し付けられる余裕が一億四千二百八十万円、それで現在、各金融機関合計いたしまして、約八千三百十三万円を貸し付けておるわけでございます。

この貸し付けている内訳を申し上げますと、まず埼玉銀行に預託金を

百九十万円、その貸し付けの金額が四百三十九万六千円、三和銀行預託金が百五十万、貸し付け額が六百二十一万一千円、西武信用金庫三百九十万円の預託金、貸し付け融資額が一千八百六十五万三千円、青梅信用金庫二百六十万円、貸し付け額一千二百五十四万一千円、振興信用組合二百四十万円の、貸し付け額二千二百一十七万、農業共同組合百七十万円、八百十九万七千円の貸し付け、西武信用金庫の、揖島支店二百万円で、貸し付け額八百二十九万三千円、ときわ相互銀行百五十万、貸し付け額四百十一万一千円、三井につきましては、現在預託金百万円を入れておりますけれども、いまのところ貸し付けはございません。したがって三井の場合には六月から指定しておりますので、正味二ヵ月間の実績にのりますが、まだ申し込みはございません。現在までの件数といたしましては百二件であります。設備運転資金を含めました金額を申し上げたわけでございますが、貸し付け

状況はそういうことで、運転資金の運用状況はそういうふうになっております。

不良債務の關係でございますけれども、市長からお話し申し上げたとおり、この次の議案の中に入っております中小企業への不良債務に対する一時補てんをしようというところでございます。現況といたしましては、不良債務が四十七年のときに貸したものが百

か百五十万円——これは四年と九カ月たっている。四十八年に貸し付けたものが百

万円、三十八年——十三年前ですが、それが二十万円、このすべてが当初貸付額

は百五十万円、百万円、二十万円というふうなわけで貸し付けたわけですが、その後

返済に金融機関としても努力いたしました。保証人、その他折衝いたしました。現況につまましては幾つかずつ入っているわけでございますが、毎月確定的に入っ

ているというわけではなく、都合によって入れるとか、あるいはそういう状況が変わって

きますが、いずれにしても、現在二百七十万円の不良債務に対して、返済されて現

在高なお不良債務が百五十万四千円残っております。これを措置するのに

一時補てんして、今後返済していこうということでございます。それから、昨年の十二

月にお貸ししてある約百万円でございますが、現在までに返済は一回もなされて

おりませんので、保証人あるいは貸し付けた債務者に対して折衝をしております。

状況はそういうことで、運転資金の運用状況はそういうふうになっております。

けれども、百万円不良債務の段階に入りそうなものが一件ございます。したがって実際に現在の数字を申し上げますと四件で二百五十万円程度の不良債務が現在あります。しかし徐々に入れていただいている方もございますので、多少なりともこの方については返済が行われるのではないかとということでございます。現況としてはそういうことでございます。

御質問の点の關係につきましては以上でございます。

○都市計画課長（内田和雄君） 市長の補足説明をさせていただきます。

まず五十五年度までに完了するかどうかは、たゞいま市長が申し上げましたように、私もこれから審議会委員の先生方に御協力と御指導をいただきます。五十五年度完成にございますように努力してまいり所存でございます。その点いろいろよく御指導をいただきたいと思います。

現在の計画額にしまして、今後の見通しでございますが、やはりこれは事業が延びたりいたしますと、やはりそれ相当に額にもかかってくるわけでございます。これらの点も今後の物価の上昇等、又、いろいろ補償業務があるわけです。実際に仕事をいたしますと、計画外に個人的にこうしてほしいとか、余中まで道

路をつくと雨が降った場合に、どうしても水が入って、いろいろな問題が出てまいりまして、即仕事をしたいと住民に迷惑をかけるという仕事もございますので、今後この計画額が又増額される時点がくるのではないかと思っております。その点又今後いろいろ御相談申し上げてまいりたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

それから商業地区を優先して実施している現状でございますが、これは先般の審議会におきましても、委員さん全員から、ともかく駅前を早急に完成しろというような御指導を私も受けているわけでござります。戦後いろいろな土地の問題で係争中のものがあるわけでござります。地主さんは三人でござりますが、宅地として駅前で御商売等をやられている方が十三人ござります。すでに一件は終わっておりますが、いま駅前にありました金原さんがここで西友の前ビルを建てるということで、地鎮祭が終わっておりますので、これも間もなく工事にかけようと思っております。あとそのほかの人につきましては、借地がしかりして契約している方もいらっしゃるわけですが、それを入れていくには、やはり端から整理をしております。と、現在ある家の後ろに店舗がいくというようなことで、なかなか向売になつない

という問題も現在出ておりますので、現在係争中のものについても私もこれから審議会委員の先生方に御相談申し上げながら、又いろいろな情報をキャッチしながら話を進めるように努力して、一日も早くこの駅前が完成し、折衝が出来ますようにこれから努力してまいりますので、今後ともよろしく御指導をいただきます。○三番(原田生也君) 自席から再質問させていただきます。

第一点目の中小企業振興資金の説明がいまあったわけですが、預託金に対して各金融機関の貸し出し状況、いろいろ理由も都合もあると思うんですが、いま見るところでは埼玉銀行が百九十万円の預託に対して四百三十九万六千円ですか、市金庫として、又市の指定金融機関としては非常に貸出額が余り良くないという点はこの問題があるのか。どうして悪いのか。それからこれに対して市として各金融機関に対してどのような処置をとっているのか。第二点目として現在どのような方法でこの貸し付けを決定しているのか。第三点目として市が貸し付けを決定したものは、一日も早く貸し付けを実行するように金融機関に申し入れる必要があると思ひますが、この点はどう程度申し入れているか。現在は私が知っている範囲では、市が貸し付けを決定しても、金融機関がオーケーを